

Title	フィリップヴィッチ氏原著 気賀教授解説 経済政策後篇 下巻
Sub Title	
Author	増井, 幸雄
Publisher	三田学会
Publication year	1912
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.6, No.3 (1912. 7) ,p.587(207)- 593(213)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	批評と紹介
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19120700-0207

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

批評と紹介

ファイリップ・ボグワイチ氏原著 經濟政策後篇下卷
氣賀 敬 授 解 說

フィ氏の經濟政策論中、農業工業及對外商業に關する議論は本書前篇に於て紹介せられ交通政策及内國商業政策論は本篇上卷に於て解説せられ共に世に行はれつゝあり、而して原著者の「經濟學原理」を完結すべき本卷は所得政策に關する議論を載せたるものにして所謂社會政策なるものの大綱は悉く收めてこの七百三十頁の中にあり。原著者の議論に就ては原論にまれ政策にまれ世に既に定評あり敢て吾人の喁々するを要せざれども近時我國經濟の發展は漸く歐米先進國の後を追ひ資本と勞力とは舊關係を離れて新關係に入らんとし一方には同盟罷工の流行するあり他方には社會政策の急を叫ぶの聲あるに當りて斯學に關する系統的智識を提供する本書

の出版されたることは吾人後進の大なる喜悅を以て迎ふる所なり、以下數頁に亘つて本書の極々大體の論旨を殆んど項目列舉的に記さんとす。全卷を分つて三部となす、第一部約六十頁は所得政策の總論にして第一節にその性質を論ず、先づ筆を所得に關する國家的社會的の政策の由來に起し之に關する四個の大綱を擧げて所得政策が時に下層階級のためには資産階級の利益を害することあるより見れば一見大なる資産所得と小なる勞働所得とは相杆格するが如くなるも實は双方共に平行増進するものにして前者は必ずしも所得政策の敵たるにはあらざれども然も幾多の非經濟的の觀念の加はるあるによりて大小の兩種所得が所得政策の目標となるを述べて學者の四大要求を是認し所得政策は單に分配の狀態を變更することのみならず實際所得を増進せしむることの必要なるを論じたり、是等の目的を達する爲に取る政策を分つて直接の

所得政策と間接の所得政策となし第二第三節に於て之等の種類及効果を論じ第四第五節に於て『所得政策の眞の目的は各人の文明的貨物享得の量を大ならしめ且社會各員間の所得の分配をして均衡を得しむるにあり』とし正當なる所得の分配は平等分配にあらず、各自の欲望を標準とするものにあらずして各員をして恒久的に可及的の最大勤務能力を發揚維持せしむるが如き分配方法なりと斷じ下層階級の生活の安全を計るは單に彼等の爲のみに計るものにあらずして又實に社會全體の爲に計る所以なりとて社會政策の原理を闡明せり、次に統一的の所得政策の困難なる事情を述べ第五節に於て該政策上に於ける國家と私的團體とが一部に於ては相杆格するも他の部分にありては互に助長するのみならず後者の發達が前者に對して一新方針を與ふることを論じ第六節に於て所得政策中比較的獨立の地位を有するものは勞働所得政策と貧民政策と

なりとて本論に入るの楷梯となし以て第一部總論を終ふ。

第二部五百六十餘頁は勞働所得政策にして分つて所得確保策と勞銀政策との二となす、第一章は前者を論ずるものにして『第一』に『勞働紹介』を取扱ふ、先づ勞働紹介の諸制度中無組織的のものとその發達せる經濟社會には不適當なることを述べ組織的紹介制度の發達と種類とを詳論しその中公團體の施設に係るものを最も重要なりとして其組織及事業を説くと詳し、第二節は各勞働紹介制度の効果を論ずるものにして營業的組織の弊害の利益に優るものあること及び同業的紹介制度の振はざることを指摘し公設組織の發達を説き前二者に優れる特徴を論じ同盟罷工の際に於ける態度如何の問題を解決したり。第三節に於ては營業的紹介組織に對する制規の必要ありとし『當今最も望まじき勞働紹介組織は無精練勞働者の爲に一般的勞働紹介所を

設け且各地間互に聯絡を設けると共に備者被備者双方の平等的共同管理に係る専門的勞働紹介の組織を設定するにあり』と論斷せり。『第二』は『失業者の救護』を論ずるものにして先失業の意義を説き原因として屬人的のものと生産營利の條件の上に生ずるものとの二者を擧げ世の後者のみを失業の主因と認むるの非なるを指摘し現今に至つて失業の特に著しきは享樂の機會増加し貧富の間、享樂に大なる相違を來せるにより又人口の集中及過剰によるとなせり、而して此失業を除せんが爲にする方法として窮民授職事業、公共の大事業の繰上、勞働紹介組織及企業内に於ける勞働關係の左右を擧げ失業の結果を除するを目的とする勞働組合の補給組織及市町村共濟組合を論じ失業保險の項に於ては其困難、其組織の便否の依て繋れる四個の要件を掲げ失業保險の基礎として同業團體を利用するに就ての疑點を述べ而してシャランツ氏の提案

に係る個人的強制貯蓄の制度は失業保險の有する缺點を回避するも貯金額は不充分にして効果少しとなせり。『第三』に論ずる所のものは『勞働保險』なり、勞働保險實施以前に於ける營利不能に對する慈善的任意的及法定の各種救護組織を述べ勞働者が之等より充分の救護を受け又は自ら之に備ふること能はず必ず保險に依るの外なしとなし保險の原理を説き獨逸に於ける勞働保險の強制に替し保險掛金は結局正常なる勞銀の一構成分子となるべしとて「強制主義の適用は營利不能に對する準備の實行上最も經費少くして然も効果最も大なる方法なり」と斷じ次に勞働保險の各論として疾病、傷害、老廢保險の加入義務者、保險の擔當者、保險給付、管理經營、資金の醗集方法及獨の帝國雇主責任法と英の勞働者賠償法を説き勞働保險の効果として種々の利益を指摘し「從來よりも一層自動的行動を普ねく喚起する一前提たり」となし勞働保

險は慈善的救済機關の活動の餘地を全く奪はざることを、労働者の生活程度を引下げず企業家も保險の負擔に堪ゆることを擧げ労働者の爲に所得形成の新路を開ける効果を偉大なりとなし最後に保險の範圍を寡婦及小兒にまで擴張すると及各種保險の組織を統一してその經營事務を簡單ならしむるの必要を論じて第一章所得政策を終る。

第二章勞銀政策は三百三十餘頁に亘り殆んど本書の半を占むるものにして勞銀政策の職分、勞銀支給方法、勞銀を動かすの法及勞銀保全策と實際勞銀増進策の四大項に分たれ勞銀問題を論ずること頗る詳し。現今勞銀制馭といへばその率の維持及引上を目的とするも生産力と人口との限度は勞銀所得の達し得べき範圍を劃す、而して人口の動態は人爲の如何ともす可からざる所、畢竟政策は經濟の組織變更によりて達し得べき方法利用の方針に出るの外なければども他

の階級の所得を犠牲とする勞銀の引上は効果少し『勞銀政策の職分』は「主として勞銀所得の比較的又は絶對的下落を防ぐこと及國民經濟の生産力の増進に伴て勞銀所得を増加せしむることの二點に存すべきなり」と斷言せり、『勞銀支給方法』に於ては先づ時間勞銀と受負勞銀との備者被備者双方に對する得失を述べ特に後者に重きを置き(一)勤務量及勞銀の計算を正確にし(二)勞働條件を均(一)不變ならしめ(三)勞銀率引下を企てざるに於ては受負勞銀は其利を擧げてその弊なきを得べしと云ひ受負制度の勞働効果増進の利益を失ふべき恐あるに對して諸種の割増金制度を論じ利潤分配の理論、實行方法に關して規定を要する五個の要點及實施の効果を述べて斯制適用の範圍の頗る有限的にして且其効果の主たるものは他の制度によるも達し得らるべきとを指摘し屈伸勞銀制度を論じレクレリア、ゴードン、アツベ三氏の實施せる利潤分配制度を説明

せり。最低勞銀の節に於てはそが一種の支給方法に過ぎずして労働者の生計確保の効なけれども實際上の結果より見てその影響の重大なるを論じ所謂「生活賃銀」の要求を是認してその効果は個々の勤務に對する評價を高めしむるにありとなし最低勞銀の程度に關する諸家の説を載せたり、官公企業に於ける常雇制度を論じたる一節を以て勞銀支給方法の部を終り『勞銀を動かす』の方策に入る、第一に勞銀戦(同盟罷工、工場閉鎖、同盟排斥、黒表)を論じ同盟罷工及工場閉鎖の性質種類、輿論と同盟罷工、之に對する官府の態度、勞働組合の發達と同盟罷工との關係を説き勞銀戦は結局國民經濟上の大損害を來すと論斷し之が損害を避けて然も労働者の要求を容れしむるの途として次に勞銀協約と仲裁裁判所とを論ず、即勞銀協約の性質種類を擧げ労働者に對しては均一の所得の確保、勤務能力劣れるものも驅逐を免れ得ること、企業家に

對しては同盟罷工の恐なく同業者の競争公平となり行動の自由の束縛は勞銀戦よりも有利なるの利益ありとなし勞銀協約に附隨の調停機關を述べこの平和的協商成立に必要な主觀的及客觀的條件を擧げ勞銀協約の此の風潮は必ずしも勞銀戦の念慮の絶對的放棄を意味せざることを注意し獨逸印刷職工の勞銀協約を詳述せり、勞銀戦の弊を避くる他の一法は勞銀に關する官廳の干渉なり、間接の勞銀干渉は所謂「穩當なる勞銀約款」として表はれ直接の勞銀公定は法律により勞銀決定の權能を附與せられたる官廳をして直接に之を決定せしむる一種の強制的仲裁裁判所の制度たり、ニュージーランド及濠洲の斯制度は直に移して以て歐洲諸國に行ふべからずとなし同業組合の發達、平和解決の傾向増加は益々此方面に於ける官廳干渉の度を加ふべしと云へり。次に『勞銀保全實際勞銀増加』の策として論ずる所を見るに第一に勞銀保全の爲には

實物勞銀制度と勞銀差押法とを説き支拂期日の確定と帳簿の制度とを必要となし次に近時に於ける「消費の増進」「勞銀と生計費、生計最小限度の上進等を舉げ勞働者の「經費低減」にとりて重要なものは教育衛生の費用にあらずして却て食住の費用にあるにも係らず後者に關して國家的政策の行はれざることもより消費組合、企業家組合の消費設備を論じ消費組合の國民經濟上特に研究の價值ある所以を説明し最後に「住居改善」に關し先づ現今に於ける住居の缺點を指摘しその原因を舉げ建築計畫と建築條例を説き土地投機、住居法と往居局、住居法と住居費との關係、建築費と地價と賃貸料、建築方法と地價、土地獨占の影響等を論じたる後市町村の土地政策は「建築救地の需要に對して其供給を潤澤ならしむるに努むるにあり」と斷じ國家其他の公團體又は企業家の自ら勞働者に住家を給するの利害を檢し公益的建築事業就中建築組合とその信用

組織及建築會社を論じ以て第二部勞働所得政策を終る。

第三部百餘頁は貧民政策にして貧困の性質、原因、統計、救助の原則と貧困との關係等を述べ節を改めて救貧事業の歴史を叙しその濫觴より始めてカール大王の制度、貧民警察、乞丐條例、市町村救助義務の制度を説き遂に個別的貧民救助に論及し最近に於けるその良成績の原因をば公私救助事業の聯絡と社會的責任の觀念の増進とに歸し各國に於ける救貧條例を述べ救助事業は強制とすべきか任意とすべきかに關しては強制主義のために辯じ必要なる事項は資金を任意施與に仰ぐ事に存せず(一)救貧に對する任意的事業に活動の餘地を確保し之を奨励後援すること及(二)任意事業を公共事業に利用し後者をして官僚的ならしめざることを二點に存すとなしフオンドルハイド氏の實行に係る所謂エルバーフェルド式救貧制度を以てその模範となして之を論

との一事を述べて以て著者十年の苦心と解説者八年の精勵の最後の生産物の紹介の筆を擱くものなり。(増井幸雄識)

し公私救濟事業の聯絡の必要とその方法を述べ次に貧民救助は豫防的救濟にまでその範圍を擴張すべしとの要求に對しては幾多の疑點を挾み必須の救助の外は私人團體に委すべしとなせり貧民行政の節に於ては貧民救助の擔當者、受救者決定に關する原籍地救助主義と救助原籍主義を述べ救貧の形式に關しては大體に於て院外救助を以て院内救助に優れりとなし救助の程度は生活最小限度に定むべしとなし救貧費の醗集を説き最後の二節に於て獨逸及奧太利に於ける貧民救助を論述して貧民政策論を終り經濟政策論は茲に完結しかくして著者の「經濟學原理」は大成せられたり

右は本書の内容の極々大體を摘記したるものに過ぎず記者は本書の價值に就て嗽々する程爾く世の定評に風馬牛たるものにあらず、唯通讀の際「原論」以來感じ來れる、如何にも「水も洩さぬ書き振る」の感、本書に於て一層深かりし